

新潟平野における農地流動と大規模農家の事例

佐々木 博

- I はじめに
- II 農業構造の変化と農地流動
 - II-1 農業構造の変化
 - II-2 農地の流動
 - II-3 大規模経営農家の出現
- III 大規模稲作経営の事例
 - III-1 耕地統合型
 - III-2 耕地分散型
 - III-3 事例農家の経営分析
- IV 農地流動を規定する要因
 - IV-1 自然・歴史的前提
 - IV-2 農地関係法の改正
 - IV-3 農業生産組織と小作料
- V おわりに

I はじめに

1961年に自民党の強行採決で成立した農業基本法公布から20年以上の歳月が流れた。1960年に606万戸あった日本の農家は、1960年には462万戸へ、144万戸も減少した。専業農家率は34.3%から13.4%へ、第2種兼業は32.0%から65.1%へと構造的変化を示した。

日本最大の米作県新潟の農業構造の変化と農地流動の事実を把握し、農地集積に成功した、大規模稲作農家の検討を通して、農地流動を可能ならしめる要因を考察することが本報文の目的である。最大の要因は農地関係法の改正に決まっているが、その具体的な効果の現われ方、法関連事業の実行され方が地域的に差がある点が、地理学的な課題となる。

II 農業構造の変化と農地流動

II-1 農業構造の変化

新潟県の農業構造の変化を、農家数、経営耕地面積・経営規模別農家比率について、全国と比較しながら1950年から1980年までの30年間について分析する。また県内穀倉地帯の代表的な一つの村として西蒲原郡味方村を選んで、農業構造の変化を比較検討する。味方村は県内では1農家当り経営耕地面積が西川町(2.46 ha, 1980)・潟東村(2.44 ha)に次いで3番目に大きく(2.37 ha)、1950年以来町村合併を経験しなかったため30年間の数値が取り易いためである(表1)。

新潟県の農家数は1950年の21万戸から80年の17万戸へ20年間に21%減少した。全国のそれは25%の減少であるから、県の農家減少率はやや低く、穀倉地帯の味方村でも県と同じく21%の減少率である。しかし、最近10年の新潟県の農家減少率75/70-8.0%、80/75-6.4%は、それぞれ全国(都府県)の-8.0%、-5.7%、北陸地方-7.3%、-5.9%と比べ相対的には高く、構造変化がなお進行中であることを示している。新潟県の専業農家は1950年の53%から80年には5.7%へ激減し、80年の全国専業農家率13.3%よりも低くなってしまった。穀倉地帯にある味方村は1950年には専業農家率76%と、ほとんど純農村に近い状態であったが、60年代の専業農家の減少率は真に急速で、1960年の51%から80年には3%へと県(6%)以下にまで低下してしまい、蒲原平野の穀倉地帯の農村も、兼業農

第1表 新潟県・全国・味方村農業構造の変化

地域	年次	農家数 (1000戸)		専業 農家率 %	経営耕地面積 (1000 ha)		1農家当 り経営耕 地面積 a	経営規模別農家数の割合 (全国は都府県)					
		指数	指数		ha <0.5	0.5~1		1~2	2~3	3~5	5ha≤		
新潟 県	1950	213.3	100	53.4	219.1	100	103	24.1	33.1	32.6	8.9	1.3	0
	60	213.3	100	34.8	221.5	101	104	24.0	32.3	32.5	9.4	1.5	0
	65	204.2	96	12.5	217.4	99	123	23.8	31.7	32.3	9.7	1.8	0
	70	194.5	92	7.7	209.7	96	122	24.8	30.6	31.2	11.0	2.3	0
	75	178.9	84	5.2	179.0	82	109	27.7	29.5	28.3	10.9	3.4	0.2
	80	167.5	79	5.7	189.4	86	113	27.7	28.3	28.0	11.2	4.3	0.4
全 国	1950	6,176	100	50.0	6,176	100	100	41.5	33.0	22.7	3.0	0.4	0
	60	6,057	98	34.3	6,071	98	100	39.1	32.7	24.1	3.5	0.6	0
	65	5,665	92	15.6	6,004	97	106	38.6	31.0	24.6	4.7	1.1	0.1
	70	5,342	85	15.6	5,796	94	109	38.4	31.0	24.6	4.7	1.1	0.1
	75	4,905	78	12.4	5,572	90	116	41.2	29.8	22.3	4.9	1.4	0.2
	80	4,661	75	13.3	5,461	88	117	42.2	28.8	21.6	5.3	1.8	0.3
味 方 村	1950	562	100	76.3	1,083	100	193	9.1	9.6	29.4	38.8	12.5	0
	60	565	101	50.7	1,114	103	197	8.8	9.0	26.9	39.8	14.3	0
	65	555	99	11.2	1,164	107	208	8.1	9.4	22.0	39.3	20.0	0
	70	502	89	6.0	1,137	105	226	5.2	8.4	20.4	38.2	27.1	0
	75	466	83	3.4	1,084	100	233	7.1	6.7	18.2	36.5	30.5	0.2
	80	444	79	3.4	1,054	97	237	10.4	4.7	17.6	36.0	29.7	0.7

(各年次農林業センサス)

家がほとんどになってしまった。

新潟県の経営耕地面積は1950年の22万 haから80年の19万 haへ14%の減少で、全国の減少率12%よりも大きい、農家の減少率ほど大きくはない。味方村の耕地減少率はわずか5%に過ぎない。1農家当り経営耕地面積は、新潟県は1960年の104 aから80年の113 aへほとんど変化してない。むしろ全国の方が100 aから117 aへ17 a規模拡大している。味方村は1950年の193 aから80年には237 aへ44 a (23%) も増えている。

農業構造の変化を最もよく示す経営規模別農家比率をみると、新潟県の場合 0.5 ha 未満層は1965年までは微減以後微増傾向、0.5~1 ha および 1~2 ha 層は微減傾向、2~3 ha 層は微増傾向、3~5 ha 層は着実に増加し、5 ha 層はコマ以下の値ながら1975年から現われ始めて1980年には 0.4% になった。0.5~2 ha の多数を占める中間階層が分解して一つは耕地を手離して 0.5 ha 未満層へ転落し、二つは他人の耕地を入手して 2 ha 以上層に向上する、両極分解化の農業構造の変化が認められる。

これを全国と比べた場合にほぼ同じ傾向を示しているが、量的な相違が認められる。すなわち、全国は 0.5 ha 未満層の比率がより高く、1980年には42%となっている。また 2 ha 以上の各階層の比率も新潟県のほぼ半分以下の比率しかなく、新潟県が相対的に大規模化の傾向がはっきり現われている。新潟県の5 ha 以上層は基本法制定直前の1960年には14戸に過ぎず、1970年でも 50 戸に過ぎなか

ったものが10年後の1980年には12.1倍増して、605戸と急増した。味方村の特色は0.5~1と1~2 ha 階層のみならず2~3 ha 層も減少傾向を示し、3 ha 以上層になって初めて増加傾向を示していることである。また0.5 ha 未満層は全国と同じく1970年までは微減、以後増徴傾向を示している。平均経営耕地面積が2.37 ha と大きいことから、2~3 ha 層が36%と最大頻度階層となっており、3~5 ha 層も29.7%とほぼ3割を占めている。

最近20年間の高度経済成長期の農業構造の変化は新潟県、全国、味方村ともに大枠においては同じような0.5~2 ha、あるいは0.5~3 ha 層の中農層が減少して両極に分解している。分解の仕方が、水田面積が広く水田単作の味方と県、全国などで異なっていることが分った。

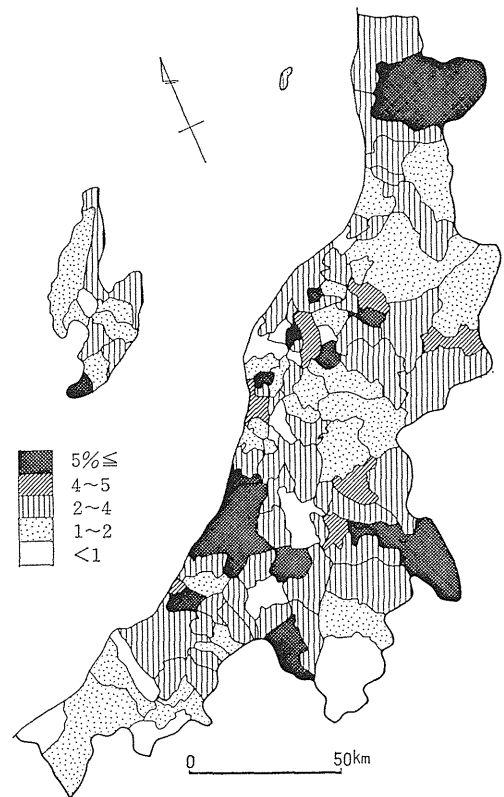
II-2 農地の流動

農家当り経営耕地面積の拡大、経営規模階層別農家比率の年次的変動は、農家間で農地が流動していることを暗示している。

北陸農政局の農用地利用増進法に基づく農用地流動化実績（1982年12月31日現在）によると、新潟県の1982年3月31日現在の現況農地218,757 haのうち、利用権設定面積は5,652 ha、所有権移転面積（1981年度以降の累計）は116 ha、合わせて5,768 haとなる。この移動量を現状農地で割ると2.6%で、これが新潟県の表に出た農地流動化率である。

最も農地流動化率の高いのは弥彦村10.3%（125 ha）・刈羽村8.2%（65 ha）・亀田町7.8%（73 ha）・田上町7.4%（78 ha）・津南町7.3%（217%）である（図1）。5%以上の流動化率の高い地域を見ると、蒲原平野の一部と、中越の山間村に分布し、地域的傾向はヤミ小作地率の高い地域ほどははっきりしていない。ただし、巻・中之口・青海など、ヤミ小作率の高いところは、明らかに表面に出た農地流動化率は最低を示し、農地流動化率とヤミ小作地率とは十の関係になっていることを物語っている。

1979年度から実施している農用地高度利用促進事業は、新潟県農林水産部で初年度市町村を指定して行なわれてきた。利用権設定面積は1981年をピークに伸び悩みの傾向にあり、県当局では市町村に促進方を依頼している。1982年12月末で利用権設定面積は5,652 haであったものが1984年6月には7,800 ha（農振地域内農地の3.6%）と着実に増えてい



第1図 農地流動化率

$$\left(\frac{\text{利用権設定面積} + \text{所有権移転面積}}{\text{現況農地面積}} \right)$$

(1982. 12. 31, 北陸農政局)

る。これは借入地全体の35%に当りこの事業が実施された1979年度に比べて約9倍に増えている。県農政企画課調査の利用権設定面積は、1981年の2,011 haをピークに、82年1,648 ha、83年1,368 haと漸減している。利用権設定率3.6%は全国平均2.8%（推定）を上回ってはいるものの、北陸平均3.8%よりは低い。

利用権設定期間は、事業が発足した1979年には3～5年が全体の62%、6～9年29%、10年以上6%と、3～5年の短期間のもものが過半を占めていた。1984年には3～5年が24%、6～9年51%、10年以上24%と、利用権設定期間の長期化がうかがえる。

所有権移転は1981年8 ha、82年108 ha、83年183 ha、84年（6月末現在）140 haと年々増加傾向にはあるが絶対数では未だ少ない。

農用地利用改善団体は1986年6月末で128団体ある。しかし下越・新潟・中越など核心的稲作地帯の農政事務所管内で全団体数の85%を占めており、団体結成の地域差は大きい。県農政企画課では農用地利用増進事業推進上の課題は、この地域間格差・市町村格差を解消することにあると考えている。農用地利用改善団体とは、集落単位の組織を育成強化し、地域農業の発展を図ろうとするものである。集落単位で、①農用地有効利用の方策、②転作の集団の実施、③農作業・機械施設の共同の有効利用、④これらのために交換耕作、集団化のための農地の貸借・交換などをやろうとする団体で、事業促進費として団体当たり年額10万円を2年間国から交付される。

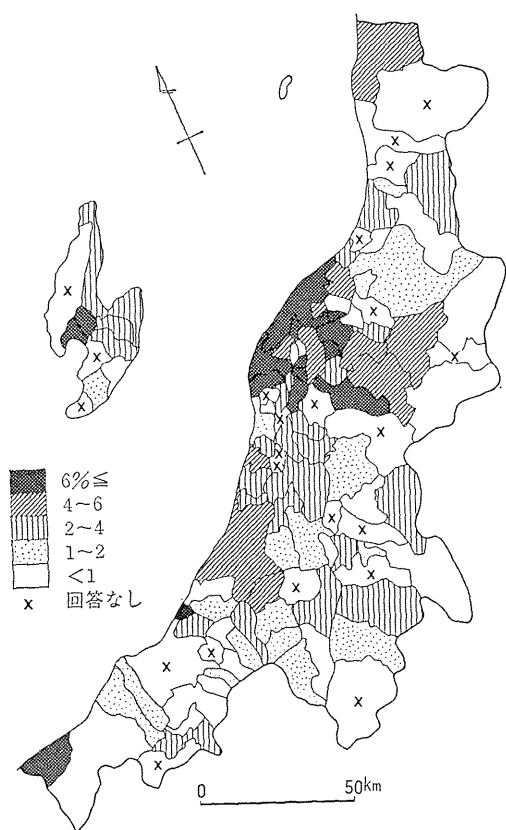
1982年10月1日現在で新潟県農業会議所は農地流動化を進めるための請負耕作等制度外農地賃貸借に関する調査を行ない、1983年3月その結果を発表した。請負耕作等制度外農地賃貸借とは、いわゆるヤミ小作のことである。この調査は、農政審議会が80年代の農政の基本方向として打ち出した「1985年までに全国で農地90万 haを流動させて、中核農家に集積させ高生産農業を実現する」との報告を受け、全国農業会議所（都道府県農業会議の上部機関）が、農用地利用増進事業など、正規の貸し借りによる農地利用を進める資料作りのために、各市町村の農業委員会からの調査報告に基づいて作成したものである。

ヤミ小作は農地法では違法行為に当るために当時者は表面に出したがらない。そのため（粟島村を除く）111市町村農業委員会のうち未報告が23もあったが、地域的傾向はつかむことができる。

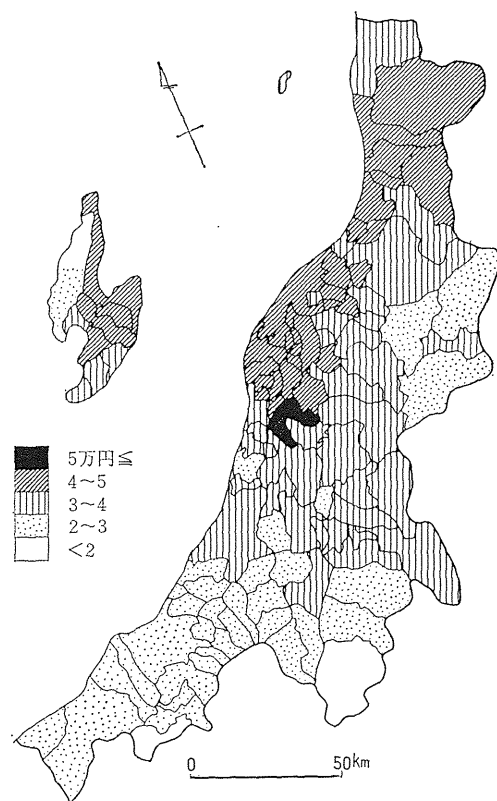
報告してきた88農業委員会の結果によって新潟県のヤミ小作の輪郭をつかむと次のようになる。1982年10月1日現在で新潟県内総農用地面積218,864 haのうち、報告してきた88市町村のそれは175,488 haで、面積的には捕捉率80.2%ということになり、80%の確率での輪郭といえる。請負耕作等制度外農地賃貸借面積は5,792 haで、ヤミ小作地率は3.3%である。

ヤミ小作地率の最も高いのが大潟町20.5%（118 ha）・岩室村19.3%（301 ha）・青海町15.4%（14 ha）・小須戸町13.7%（101 ha）などである。6%以上をヤミ小作地率高位地域とすると、中蒲原、西蒲原、南蒲原の蒲原平野の中核部と佐渡の国中平野のいわゆる水田単作の穀倉地帯と一致している（図2）。ヤミ小作地率の低い地域は山地率の高い県境に近い市町村である。

県全体で貸し手11,999戸、借り手12,686戸である。貸し手の92.5%は同じ市町村内、6.4%が市町村外の人である。貸し手の72.1%が兼業農家、21.8%が非農家、4.0%が専業農家である。非農家が



第2図一a ヤミ小作地率 $\left(\frac{\text{ヤミ小作地面積}}{\text{農地面積}}\right)$
(1982. 10. 1, 新潟県農業会議)



第2図一b 10a当り標準小作料 (1981~1983)
(北陸農政局)

2割強も貸し手となっているところから脱農家の農地がヤミ小作地に出されていると判断できる。借り手の97.1%が同一市町村, 2.9%が他市町村の人である点は貸し手の場合とほぼ同じ割合である。借り手の53.3%が第1種兼業農家, 25.4%が専業農家, 21.0%が第2種兼農家である。第1種兼業農家が貸し手としても, 借り手としても最も多く, 農業経営の将来への2面性(脱農化と継続)を内包しているといえる。

ヤミ小作地の地目別では, 92.7%が田, 5.3%が畑, 2.0%が樹園地であることは, 新潟県が水田農業が主体であることから当然であろう。ヤミ小作地の契約期間をみると, 50.8%が1~3年, 20.6%が1年未満, 10.2%が11年以上, 9.7%が4~5年, 8.8%が6~10年である。過半数が1~3年と短期間契約であり, 1年未満も入れると71.4%が3年未満となり, 表に出ている利用権設定に比べると相対的に契約期間が短い。しかし11年以上が1割もある。

ヤミ小作をやっている農家が「農用地利用増進事業(1975年7月農振法一部改正, 農地の取得, 所有制限を農地法から適用除外)を知っているかどうかの調査では, 貸し手の63.1%が知っており, 36.9%が知らなかった。借り手の70.5%が知っており, 29.5%が知らなかった。借り手の方が若干ながら貸し手よりも多くこの事業の存在を知っているのは, 現実には貸し地不足の中で, 何らかの方法

で土地を入手したい強い意欲の表われとみることができる。

ヤミ小作に出している農家の今後の措置についてのアンケートでは、60.7%が農用地利用増進事業に乗せると答え、28.0%が自ら耕作すると答えている。残り11.3%が売却すると答えている。岩室村など西蒲原郡の穀倉地帯は農地利用増進事業に乗せると答えている者が9割近くもいる。

II-3 大規模経営農家の出現

1945年12月の農地調整法一部改正によって不在地主の小作地保有を認めず、在村地主の一定面積(全国平均 5 ha)以上の小作地保有を認めなくなった。1946年8月の自作農創設特別措置法制定により、在村地主の小作地保有限度を、内地 1 ha、北海道 4 ha とした。市町村農地委員会の買収計画に基づいて、農用地を国が買収し、小作者に売り渡す政府買収方式がとられた。このいわゆる農地改革によって大規模農家が消滅した。1952年7月の農地法制定によって、「農地は耕作者自らが所有するのが適当とされ、農地の権利異動、転用が厳しく制限された。これらの立法によって多数の小規模な自作経営が創設され、戦後の民主化と、小資本家農民の保守的性質に支えられての保守政権維持に貢献してきた。また地主となった小作が、土地改良、耕地整理・機械化などを積極的におし進めて、農作物の増産に貢献してきた。

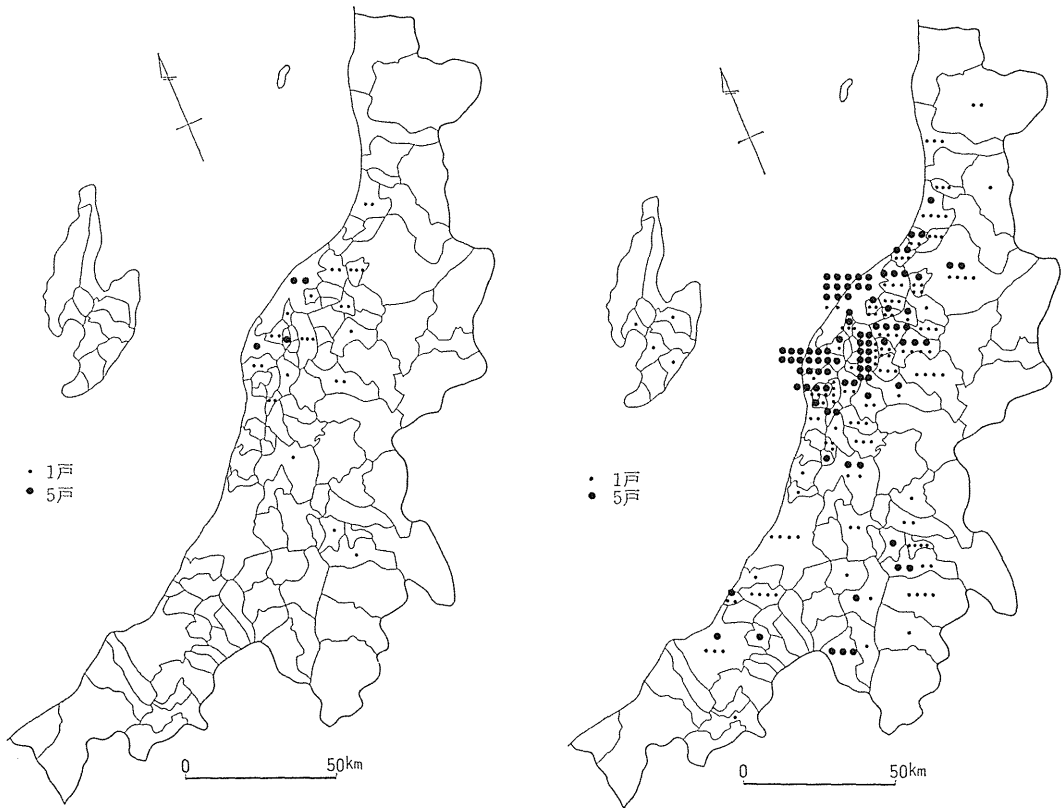
しかし、小規模経営が基本的にかかえる労働生産性の低さは、海外農作物の輸入圧力の増加によって検討を迫られ、日本農業の規模拡大策が模索され始めた。1961年の農業基本法は農政の基本方向を示しながら、「対策が出そろうのに10年を要した。」1962年に農地・農協法一部改正による農業生産法人の創設と権利移動許可が簡素化された。1975年5月に農業者年金制の創設によって、農地流動化、農民福祉政策のための年金制度がつくられた。すなわち経営移譲年金、農業者老令年金、離農給付金などである。1970年10月、農地法一部改正によって自作農主義を残しつつ、借地を含めて規模拡大を図ることになった。権利移動許可の簡素化、統制小作料の廃止、自作農が村外転出しても、本人および相続人の2代にわたり小作地の保有を認めることになった(在村地主適用拡大)。

1975年7月、農振法一部改正で、農用地利用増進事業を創設。農地の取得、所有制限を農地法から適用除外した。

1980年9月、農用地利用増進法を制定し、利用権等設定促進事業・農用地利用改善事業・農作業受委託促進事業を3本柱にした。

農地改革による自作農主義が、旧地主制度の復活を恐れるあまり消極的なものとなり、世界の動きの中で農業の企業的経営、近代的共同化の発展の原理とは明らかに矛盾するものとなってきた。農民間の農地移動を促進して経営体として自立できる規模の農家を創り出していかなければならなくなった。経営耕地 5 ha をもって大農家とすると¹⁾、蒲原平野は北海道・東北地方とともに大規模農家が相対的に多い地域である²⁾。

新潟県には1970年に 5 ha 以上の経営耕地面積をもつものは、わずか50戸しかなく、その分布は新潟市10戸、巻町5戸、味方村5戸などである(図3)。1970年の農地法一部改正、1975年の農振法一部改正を経た1980年になると、新潟県の経営耕地規模 5 ha 以上農家は1970年の12.1倍、605戸にも急



第3図一a 大規模(5 ha 以上) 経営農家(1970)

第3図一b 大規模(5 ha 以上) 経営農家(1980)

増した。その分布は新潟市の67戸を筆頭は、白根市64戸、巻町45戸、岩室村20戸、分水町23戸、新津市23戸など、蒲原平野の穀倉地帯で圧倒的に多くみられる。それ以外では魚野川流域の魚沼平野と荒川流域の頸城平野に散在している。

1980年新潟県の所有耕地面積 5 ha 以上農家は262戸しかなく、経営耕地面積 5 ha 以上農家605戸との差は、農地の貸借関係なしには理解できない。相当規模の農地が流動していて、それが今日の大規模経営農家を出現させている。

1980年新潟県総農家 167,452戸の25.4% (42,588戸) が耕地を借入している。経営耕地に占める借入耕地の割合が10%未満の農家の割合は27.8%、10~20%は24.2%で、過半数の借入地農家は経営耕地の20%未満である。20~30%は17.6%、30~50%は17.9%、50~80%は7.9%、80%以上4.6%で、経営耕地の50%以上が12.5%と1割上も占めている。これは従来の自作農主義の常識では理解できないほど農地流動によって農業構造が変化していることを示している。耕地の貸付のある農家は全農家17万戸のうちの14.0% (23,374戸) で、所有耕地に占める貸付耕地の割合が50%未満が76.6%、50%以上が23.4%である。貸付農地のある農家の1/4が所有耕地の半分以上を貸付しているという事実も、意外と思えるほどの農地流動といえる。穀倉地帯の例としての味方村をみると、5 ha 以上経営農家はわずか3戸 (0.7%) に過ぎず、5 ha 以上所有農家が5戸あり、大土地所有者が、耕地の貸し手に

なっている。444 農家のうち借入耕地があるのは 30.0% で県よりは 5% 多く、貸付農地のあるのは 9.7% と県よりも 4.3% 少なく、農地需用地域であることがわかる。県下で 3 番目に大きな 1 戸当り経営耕地をもつ味方だけに、経営耕地の 50% 以上も借地である農家の割合は 6.8% に過ぎない。逆に借入地率 10% 未満が 38.3%，10～20% が 31.6% と 20% 未満が 69.9% と 7 割を占めている。貸付農地のある農家 43 戸のうち、69.8% (30 戸) が所有耕地の 50% 以上を貸付けており、30.2% (13 戸) が 50% 未満の耕地を貸付けている。貸付け農地のある農家は思い切って半分以上も農地を貸付けるものが多いのは、どう解釈したらよいのか。2 種兼業の安定兼業によって農家収入の向上を図るために思い切って農地を貸地に出したものと思われる。ちなみに第 2 種兼業は 120 戸 (27.0%) で、その中で 52 戸は恒常的勤務に就いている世帯主兼業である。燕・三条・新潟などへの車・電車によるアクセシビリティが高いことが、安定兼業によって農家収入を増やす途を選ばせていると解釈できる。

III 大規模稲作経営の事例

III-1 耕地統合型

新津市の中心部、新津駅北西 3 km、新津郷の中央部の長割の広大な水田地帯の中に一軒の孤立農家がある(図 4)。これが個人経営としては日本最大規模(水田 25 ha)をようする平野農場である。農地の統合の度合が最も進んだ事例であると同時に、日本の水田経営の大規模化のかかえる様々な問



第 4 図 平野農場 (1983)

題を実験しているといっている。すでにいくつかの文献³⁾にも紹介されているが、プライバシーに関する事故、経営主の意向で経営内容の数字は公表できないでいる。1983年8月に長割の平野農場、および新潟市小針の自宅での聞き取り調査の結果報告である。

平野農場の経営者の自宅は、新潟市西部、旧坂井輪村の西川北岸の小針集落にあり、鉄筋2階建の大邸宅である。住人は経営主の平野一夫58才（1983年当時）と妻、長男佐一郎36才とその妻（小樽出身）と子供の5人である。直線で11km離れた長割の農場内の家には主として経営主夫妻と年雇の3人が夏場に寝泊りし、長男は車で通勤耕作することが多く、長男の妻は農業にはタッチしない。

(1) 平野農場の成立過程

25haの日本最大の稲作経営農場の成立は3段階に分けることができる。

第1段階（農地解放から1960年まで）1946年8月「自作農創設特別措置法」制定までは西蒲原郡の熊ノ森・佐渡山・燕・米納津・月潟などに土地を購入し、15haをもつ地主にまで成長していた。農地解放によって水田3.8ha、砂丘地（原野を含む）1.5haとなった。砂丘地での作目として西瓜と後作に大根を導入した。ビニール資材の使用によって早期出荷の技術を開発し、1960年にはスプリンクラーを村で初めて導入した。西瓜栽培は労働がきつく、1haが限度であったが、借地までして3ha作っていたこともあった。3.8haの水田からの収益の蓄積がスプリンクラーなど先駆的投資に向けられた。

第2段階（1961～1966年）都市化の進展による地価値上りと農業生産力の高さからの利潤を代替地購入によって規模の拡大を図った。初めて農地を手離したのは1961年、水田0.8haを農家仲間と埋め立てて390万円/10aで売却し、3,120万円を得た。翌1962年0.4haの水田と国鉄越後線小針駅開設のために畑1.1ha（価格不明）を売却した。代替地を1962～63年にかけて3～4km離れた砂丘地2.6ha（90万円/10a）を統合した団地として2,340万円で購入、後日の新潟市長割への転住 Aussiedlungの資金となった。この際農地法の自作地上限面積を超過することになるので、農業委員会の審査に付されたが、西瓜作を主体に畑地経営が可能であるとして承認された。アパート4戸を建ててみたが、維持管理で、手間の割には収益性が低いとの見通しをもち、以後不動産農業には消極的となる。1963年五十嵐町にあった2.5haの市街化調整区域内の畑が、新潟大学学生寮などの用地として買収された。1964年には隣接する黒崎村に水田1団地1ha（55万円/10a）550万円、1965年に15km離れた白根市に水田1団地1.1ha（90万円/10a）990万円で代替取得した。1961～66年にかけての4年間に土地の売却、購入額は推定で売却9,000万円、購入4,000万円で、差引5,000万円が、自宅の邸宅化やアパート建設、その後の農場購入資金に向けられたものと思われる。

第3段階（1967年以降）西瓜栽培と稲作は労力が競合せず、臨時雇いの労力によって3haの西瓜を栽培した。しかし、早期栽培の技術も普及してきて先駆的技術によるメリットも少なくなってきた。稲作は生脱穀方式で未だ中型機械化以前の段階で、主要作業に雇用労力を投入してを経営していた。しかし西瓜の暴落と家族の労働強化からくる健康管理の点から、これ以上の複合経営には限界があると悟った。

1967年長男が新発田農業高校を卒業して就農したのを機に稲作一本で行こうと、2人で稲作先進地

を視察し、大型機械を導入して 30 ha の農場制稲作経営をやりたいとの夢を抱いた。一時は場合によっては八郎潟への入植も考えた。西蒲原郡を中心に県内に農場適地をくまなく歩いて探し求めた。1969年、新津市長割の地に当初 6 ha、次いでさらに 14 ha の水田を買うことができた。営農計画がずさんであるとの理由で新津市農業委員会の農地取得許可が得られなかった。そのため新潟市農業委員会、同市農林課、農業改良普及事務所などの助言を得ながら再提出し、単なる財産保全のための代替地取得ではないことを証明する必要がある。1972年 5 月には新津市農業委員会での農地取得許可を得て、30 ha 農場を目ざして船出した。農場隣接地はもちろんのこと、周辺地でも買える農地はすべて買いあさって、三角・四角関係の換地を繰り返して農地を統合していき、新潟市小針の 1 ha と合せて 25 ha の水田所有者となった。長割転住以前は田 5.3 ha、畑 3 ha の農家であった。

新津市長割に買増しに次ぐ買増しによって 24 ha もの水田を統合買収できた要因にいくつか考えられる。平野親子の水稲大規模経営実現への意志が第一に挙げられるが、次いですべて自己資金でまかなうことができるほど、新潟市小針の農地の地価との地域格差を利用できたこと、作業舎 2,000 万円、農機具 2,000 万円を含めて総計 3 億円かかった。第三に土地の取得および自己所有地の売却を不動産屋にまかせたこと、第四に取得した長割が新潟郷州島の中央の集落から遠隔の地籍境にあり、州島の排水幹線の旧大通川に近い低湿重粘地帯であり、相対的に魅力のない土地であったことなどである。さらに第五に 1970 年より始まった減反政策によって稲作への将来に陰がさして水田を手離す人がいたという経済・社会的背景も見逃せない。10 a 当り 70~80 万円で水田が購入できた時代であったから、「100万円出すから」と言えば売り手が飛びつくように来たそうである。

1972年 14 ha 買収して入植した当初 8~9 年間は水腐地のため飲料水は新潟市小針からポリバケツに入れて運んでいた。電気は直ぐに入ったが、水道は 1981 年まで待たなければならなかった。電話は 1980 年に入り、農場北側を東西に広域農道〔スーパー農道〕が通り、アクセシビリティはぐんと増した。新津市街西部に工業団地造成計画が発表されて地価は急上昇し、10 a 当り 70~80 万円であったものが 300 万円にも急騰し、なおかつ売り惜しみも多くなって平野農場の目標とする 30 ha への道はペースダウンを余儀なくされた。その上 1973 年秋からのオイルショック以降の景気停滞によって小針の土地も売れなくなり、農場拡張用の資金作りの面でも難行するようになった。経営内部の合理化によって収益向上を図るべく、自己有地内に点在する五カ所の他人の水田を買収し、基盤整備の前提条件の創設に努めた。それまでの耕地整理区画は 15 間×40 間=600 坪 (20 a) で、片方が道路と平行する用水に面し、反対側が排水路に面していた。この 10 区画の畦を取り払って 2 ha 区画とし、大型機械を導入した。用排水路はコンクリート製にした。1973 年には作付けは 17 ha、1975 年には 20 ha、1982 年には 24 ha の、大圃場農場ができた。

30 ha 水田経営を目標としているため農舎、農業機械は 30 ha に合わせて準備された (表 2)。105 P S ファーガソントラクター、4.5 m 刈りファーガソン製普通型コンバインなどが購入され、2 ha 大圃場で利用された。土地改良のための諸々の農機具が多いのも特徴である。これだけの機械装備をもっているため、農作業はほとんど経営主と長男の 2 人ででき、それに「一生面倒を見てくれと親から頼まれた機械の運転もできない補助的労働力 (42才)」の 3 人である。労働ピークは田植えて、

第2表 平野農場の建物機械装備

建物施設機械種目	摘 要	建物施設機械種目	摘 要
ライスセンター建物	鉄骨355m ² 8×11間	サブソイラー	1 条
育苗センター	鉄骨3×8間 79.7m ²	ブレード	2.5m
パイプハウス	2.5×15間 5棟	ポートボックス	24×7
作業場	69.3m ²	バックローダー	溝すくい
農舎		ドライブハロー	
車庫		ブロードキャモター	
用排水溝48~49年	コンクリート資材約6ha分	パイプダスター	PTO 100P
“ 49~50年	同上資材約6ha分	動 噴	
水 槽	育苗用	普通型コンバイン	ファーガソン 4.5m
催 芽 器	鉄骨ビニール張りヒーター付	自脱型コンバイン	キセキ 4条刈 49年
出 芽 器	鉄骨枠480箱用3台4.5KW	ト ラ ッ ク	2 t
暖 房 機	緑化温風暖房100坪/台2台	ブルドウザー	三菱 B.D. 2
播 種 機	播種覆土、灌水装置付き1台	井 戸	
土 篩 機	モーター付 1台	草 刈 機	ビーバー
ミ キ サ ー	モーター付 1台	乾 燥 機	サタケ 30石×5
ベルトコンベア	4 m 5 台	糶 摺 機	時間当り 40俵
コ ン テ ナ ー	苗 輸 送 5 台	昇 降 機	
田 植 機	クボタ 4条2台 47年	計 量 機	
“	4条1台 49年	ミ シ ン	
ト ラ ク タ ー	76 P S 47年	ライスグレーダー	東急シンプレックス35 t 6基
“	46 P S 39年	ドライブストア	ベルコン等
“	105 P S 51年	小 農 具 費	
ブ ラ ウ	14×4 F	ウ イ ン チ	
ロ ー タ ー	2.3m	溶 接 用 具 一 式	
デクスハロー			

(新潟県農業試験場 (1975) : 大規模経営の定着発展の条件に関する研究より)

1982年には延べ2人の臨時オペレーターを雇った外、休日には叔父が助っ人に来てくれた。早晚直播を考えざるをえないであろう。

1982年に4.12haの転作割当てがあったのを全部農協の管理転作としている。水稻の半分余りがアキヒカリ、3haがコシヒカリ、2haがトドロキワセの構成である。合計1,700俵余の米は全部農協経由で販売している。これは新津農協とは入植当初からの農地取得許可をめぐる心理的コンフリクトがあり、周囲からの心理的圧迫・敵がい心を懐柔する意味もある。「コロンブスの卵」と同じく、平野農場の成功を見て、それならば自分もできたはず、との追随者連との協調に神経を使った。しかし、パイオニアとしての強い意志と、経営哲学があって、初めて可能である。平野氏の経営哲学は「反収を一俵落として得を取る」、「明日の活力のために、手いっぱいの仕事をするな」、「労力軽減のための機械投資と基盤整備を疎かにするな」などである。そのため平野氏は基盤整備が自由にできない借地や受託耕作には従前から消極的であった。

長男夫婦が新潟市小針に住んで通勤耕作しているのは、子供の学校通学の便のためである。農政ジャーナリストの会の現地取材の対象となったりして、有名になったが、「企業的農業だとか、財産保

全農場だという目で見られるのは心外」,「先祖代々住んでいたところで農業ができなくなって新天地を探しただけ」,「農業を続ける以上,それをやっていける体制にしたかっただけ」と強調している。小針の農家25戸の中には代替農地を黒崎町や白根市などの周辺市町村に10 ha 以上も購入した者もあるが,分散しているために管理・経費の点で問題をかかえている。平野氏は今後の稲作経営に対して「当面は現在の経営規模を拡大できそうにないが,不安はもっていない」,との大経営者としての楽観的な見方をしている。しかし,数年後に経営主夫婦が60才になって引退したあかつきに,長男一人で25 ha の農地を管理できる態勢を作り上げておくことが目下の課題である。

III-2 耕地分散型

新津駅北東,善導町1丁目にある農家井浦亮一は経営耕地18.5 ha (うち自作地14.5 ha) をよおしている。1950年中学校を卒業して父親を手伝って農業に携った時の経営農地は田1.9 ha であった。1971年,36才で父から経営を引き継いだ時には3.2 ha であった。父親は息子がちゅうちょなく農業を継げるように,コツコツと働いて水田を買い増してきた。農閑期には大工仕事に出て,稼いだお金を農機具の導入に投入してきた。1964年には田植機を導入し,最大の労働ピークであった田植労働時間を軽減することによって規模拡大への展望をもった。

1972年,初めて北蒲原郡笹神村に1.2 ha の水田を600万円で購入した。自己資金と農地取得資金の貸り入れと半々位であった。初の農地取得によって得た体験は,「将棋では相手のコマを取ると,今度は自分のコマとして戦力になる。田を増して利益が出ると,次にこれが新たな田を買い増す戦力になる。田んぼが自分で働いてくれる。」であった。買増しを続けた結果10 ha の自作地は東・中・北蒲原の5市町村の8団地にまたがり,1984年中には経営耕地は18.5 ha となった。「一カ所で規模拡大するのは現実には無理。耕地分散は作業効率が落ちるがやむを得ない。その代り無駄の少ない作業体系をつくる。」と割り切っている。最も遠い農地は津川町にあり52~53 km 離れている。

農作業は井浦夫妻と長男(1983年で21才)の3人。8団地の労働ピークが重ならないように遠い団地には早生種を作付けしている。水回りだけのために現地に行くことはない。1982年には転作を2.7 ha 行ない。麦・大豆・チューリップを栽培した。大麦の共励会では県の優秀賞を受けた。

農地購入資金の大半を借金に頼っている。借入先は農業者年金基金の還元融資,農林漁業金融公庫農地等取得資金・総合施設資金などの低利の制度資金を限度いっぱい借りてきた。通常年の支払い利息が500万円を超すほどの大型借金である。「今年の所得で来年の返済の見通しがつけば,大きなエラーはない」と考えている。1980年には農業簿記を習得して,経営の近代化に努めている。自作地拡大に努めた根拠は,「借地は労働力の提供だけで,自己資本の蓄積ができない」からである。20 ha 経営を理想と考えているが今後は,「家庭内の資金サイクルの面から,購入はペースダウンして借地を増やしていく」。今後の農地流動と稲作経営への展望は,「現状の借金による経営規模拡大は,コスト増による所得率低下になる。超低利資金の融資とか土地改良費の負担軽減など,コスト低下政策がなければ,農地集積はなかなか進まないであろう」。

III-3 事例農家の経営分析

前述の通り数値資料の公表を拒んでいるので、県全体の3ha以上層の平均との指数で表わしたものの⁴⁾を参考にした(表3)。平野農場の作付規模は21.0ha、井浦農場は14.3haであり、県内3ha以上層の5.5倍と3.8倍の大規模稲作経営である。両農場が平均3.8haの農家と大きく異なっている特色は、諸材料費・土地水利費・光熱動力費が大きいことで自宅と農地との距離が大きいことや、規模拡大にともなう諸々の新規投資費が大きいと考えられる。

とくに井浦農場の諸材料費が大きいのは、自作・借地を含めて17haを8カ所で経営し、関係する農家組合は13、最遠の水田は27kmも離れ、車で70分もかかることも大きな原因と考えられる。それは光熱動力費133、土地・水利費の大きさにも現われている。平野農場についても同じ傾向はみられ、その上に農薬費と農機具・建物土地改良設備費が異常に大きいのが特色である。農薬費198と県全体3ha以上層の約倍もかけているのは、反当収量の増加(指数110)のための除草と、他から転住してきた農家として周辺農家への配慮のためでもある。農機具・建物が過剰気味なのは、平野農場が元来30haを目標としているためで、105PS(1976)・76PS(1972)・46PS(1964)の3台のトラクターと乾燥調製施設は40ha以上の能力をもっている。21haもの大経営になると秋季の天候不

第3表 事例農家の10a当たり米生産費(1983)

		県(3ha~) 千円	指 数	平野農場	井浦農場※	
物 財 費 な ど	種 苗 費	2.0	100	90	105	
	肥 料 費	8.4	100	69	115	
	農 業 薬 剤 費	5.2	100	198	83	
	光 熱 動 力 費	4.3	100	137	133	
	他 諸 材 料 費	1.0	100	230	550	
	土 地 ・ 水 利 費	9.4	100	164	128	
	賃 借 料 費	3.6	100	—	81	
	建 物 土 地 設 備 費	3.2	27.4	100	173	80
	農 機 具 費	24.2				
	小 計	61.2	100	145	105	
労 働 費	33.8	100	38	81		
費 用 計	95.0	100	107	96		
10a 当たり収量(kg)	512	100	116	91		
// 労働時間(hr)	37.9	100	37	(79~)		
労賃単価(円・hr)	892.6	100	102	102		
作付規模(ha)	3.8	100	553	376		
60kg 当たり費用	11.2	100	92	107		

※ 経営は、自作と借地を含め17ha(8カ所、最遠27km)の経営

良や稲の倒伏が重なった場合、手刈で処理できる規模ではなく、適期に作業を終了してしまうためには、やや過剰気味の能力があった方が短期間に処理できるためである。10a 当り労働時間は指数で平野農場37, 井浦農場79, 労働費は平野農場38, 井浦農場81といずれも低く、スケールのメリットを享受している。

平野農場の特色は、「大規模」による「省力」による「多収」である。徹底した現場観察と、作業目的の認識から、次のような事項の実現に努力してきた(表4)。

- (1) 団地化 現農場外で買える水田を買っておき、統合された団地農場造成のために農場内に残る他人の水田と割増し面積で交換するほどの努力をした。機械移動による時間的ロスの排除、肥培管理作業の省力化に努めた。
- (2) 1 ha 区画 枕地の省略、畦ぬき、表土移行、均平は農閑期に家族労働で実現。
- (3) 畦塗りの簡略化 畦豆作りをしなくなった今日、畦の機能は作業通路と漏水防止である。田植までの水不足はそれほど問題ではなく、田植後の漏水が問題であると判断し、田植前の畦塗を省略し、田植後の亀裂が生じた時にのみ亀裂に泥土を塗り込む方法を考案して省力化した。

第4表 平野農場の農作業の時間配分 (1984)

		(時)															
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	
田 植 作 業	(作業者) 経営主	田植み 機整備		オペレーター (条歩行型)	小休	同	左	中食	同	左		小休	同	左			
	あとつぎ			オペレーター (条歩行型)	小休	同	左	中食	同	左		小休	同	左			
	経営主の妻			田運搬配置 トラック オペレーター	小休	同	左	中食	同	左		小休	同	左			
	年 雇 (労働能力低)	田植み		田運搬配置 等の補助	小休	同	左	中食	同	左		小休	同	左			
収 穫 作 業	経営主			乾燥機 移動 機整備	オペレーター 自脱コンバイン (タンク式)			中食	同	左					稲搬入 乾燥		
	あとつぎ			機整備	オペレーター 自脱コンバイン (タンク式)			中食	同	左					稲搬入 乾燥		
	経営主の妻				生搬運搬 トラック2台 オペレーター			中食	同	左							
	年 雇 (労働能力低)			経営主 の補助	コンバイン給油 溝刈、除草など			中食	同	左							

(注) 通常の日の作業1日量は2ha。年雇は現在中止、田植機も8条乗用型に変わっている。
(昭和58年度農業経営試験研究成績書より)

- (4) 用排水の合理化 水門を閉じて用水路からの畦越し灌漑をする。圃場の下流部から湛水が始まるので、上流の水口からの灌漑と相俟って、1 ha 区画でも相対的に短時間で灌漑できる。転住居宅は用水下流の圃場全体を一望できる位置にあるため、灌水状況に応じて、近くの水門を開閉できるようになっている。
- (5) 8条田植機の採用 6条型田植機はUターンのとき枕地に余りができるので、8条型を採用。
- (6) タンク式自脱型コンバインの選択 「籾袋集めと運搬」労力が省ける。2台のコンバインと1台のトラックで、ほぼ時間のロスなく作業が遂行できることを案出。

IV 農地流動を規定する要因

IV-1 自然・歴史的な前提

信濃川・阿賀野川などの沖積低湿地が近世期に開墾されて水田化されていった蒲原平野⁵⁾は、水田単作しかできなかったことなどから、1農家当り耕地面積は広がった。戦後農業部門の中で最も機械が進んでスケールのメリットを享受できる稲作は、条件さえそろえば経営規模拡大は最も望まれ、か化つ効果が期待できる部門であった。低平広大な水田は大型機械の導入や耕地管理が最も容易であった。新産都市新潟・テクノポリス長岡・洋食器都市燕・刃物都市三条などの工業集団をかかえ農村人口の兼業の機会は高く、収入の面から農家が農地を売却・賃貸などの流動化しやすい条件が備わっていたと見ることができる。

IV-2 農地関係法の改正

第2次大戦によるGHQ指導による無血農地改革は、自作農主義を理想としてきた。しかし、1960年代の世界的な高度経済成長による経済・社会・意識革命の前に、この所有・労力・経営の三位一体の自作農主義の原則は日本農業の近代化を阻む要因となってきた。II-3でみたように、農地流動による大規模農家創設のための、農地関係法の改正が行なわれた⁵⁾。

農基法第1条の農政の目標に「農業従事者が所得を増大して、他産業従事者と均衡する生活を営むことを期する」とある。この目標達成のために、経営規模拡大・生産性向上、コスト低下（そのための生産政策・構造政策）によるものと考えられていた。経営規模拡大のため農地関係法を改正（1962年）し、農業生産法人制度と農協の農地信託制度を創設した。資金面でも1961年に農協系統金融を活用する農業近代化資金制度、1963年に農林漁業金融公庫資金に「農地・未墾地取得資金」・「農林漁業経営構造改善資金」が創設された。

農業構造改善事業は「一定の地域ごとに、農業生産基盤の整備開発、農業経営近代化施設の導入（など）必要な事業を」実施し、「農業技術の革新と農業生産の選択的拡大」の条件を整備して、その結果「自立経営の育成と協業の助長」を誘導しようとするものであった。パイロット地区を「展示的拠点」として全国3,100市町村に1市町村当り9,000万円の事業費で10カ年事業を実施するはずであった。事業実績（1962～71）は2954地域、パイロット地区72地区、補助事業総額2,757億円、うち土地基盤整備1,592億円、近代化施設整備1,165億円であった。

IV-3 農業生産組織と高小作料

新潟県には「農用地利用増進法(1980)」に基づく農地の利用権設定面積が4,000 haを越えている。経営受託(全面請負)や作業受託によって経営規模を拡大している農家が多い。この稲作請負集団は法人・同志的結び付き、個人など様々である。経営体の組織としては3~14人位で、農事組合法人・有限会社などの形態をとっている。いずれの場合も、いかにして請負面積を増やすかが課題である。1人10 haを目標としており、農協(受託部会・機械銀行)から請負ったり、農家を回ってセールスする集団(神林カントリー・大潟ナショナルカントリー・安田興和農事)も増え、請負耕作料の引き下げ競争をさそっている。

完全協業型は麓二区生産組合と大潟ナショナルカントリー、共同作業で労働時間に見合った月給制を取り入れている。法人の「麓二区」は各組合員が自分の土地を出資しているが、「大潟」は自分の土地を賃貸契約するか、組織とは無関係に個人で耕作する場合もある。「小作料が4俵とか4.5俵では請負耕作は採算が合わない」(吉田町南部農産組合)のように高い地代が経営受託を阻んでいる地域もある。

新潟県の米生産費に占める地代負担は全国最高であり、その原因は高小作料である。とくに下越では全国平均小作料の1.9倍にもなっている。県内でも「米どころ」西蒲原郡とその周辺での小作料が高く、1981年には10a当り6万円を超えるところもある(図2)。7.6万の黒崎町をトップに、西川町、岩室村、弥彦村・吉田町では7万円を超している。東頸城・東蒲原、南魚沼などの山間部では2~3万円の水準で低い。小作料の高い地域はヤミ小作地率の高い地域でもあり、ヤミ小作料を押し上げている様子がうかがえる。

1970年に統制小作料に代って制度されたのが標準小作料で、制定の主旨は、農地価格が農業収益で負担可能な水準を超えて高騰した現状では、自作地取得による経営規模拡大には限界があり、所有権を保障しつつ借入地によって規模を拡大して経営を安定させようとするものである。市町村農業委員会が3年ごとに公表することになっており、その額は田にあっては標準粗収益の25%、畑にあっては15%を越えてはならないことはなっている。

粗収益は原則として主作物からだけであり、裏作物は含まない。市町村標準小作料制度の手順は、

(1)小作料協議会の設置

農地の貸し手代表5名、借り手代表5名、学識経験者5名、計15名で構成され、意識調査を行うなど資料収集を行って、標準小作料の原案を作成して農業委員会に提出する。

(2)農業委員会は隣接市町村とのバランス等を含めて県と協議し、農業委員会の決定を経てこれを公示することになっている。

前記の新潟県農業会議「農地流動化を進めるための請負耕作等制度外農地賃貸借に関する調査(1982, 10. 1)」と同時に、「請負耕作調査」も行なわれた。それによると全農地面積の約3.3%、5,800 haがヤミ小作であったが、ヤミ小作を解消しない理由は次のようなものが多かった。総回答9,084戸のうちの割合である。

将来の耕作権等について不安が残る	4,409戸	49%
正規な賃貸借にすると小作料が安くなる	1,739	19
表面化すると所得税等の税金面が心配	1,508	17
水田利用再編の奨励金がもらえなくなる	755	8
農業者年金の資格がなくなる	549	6
生前一括贈与に伴う贈与税の特例が受けられなくなる心配がある	124	1

ヤミ小作のままでよいと考えている者の多くは「このままでトラブルは無い」、「表に出すと事務手続が複雑である」、「農家の資格がなくなる」、「仕事の関係で一時的貸付である」などである。ヤミ小作地のうち、農用地利用増進事業に乗せた面積は60.6%と過半数を占めている。横越村、亀田町・新津市・五泉市・岩室村・吉田町・燕市・関川村・中之島村・見付市などは100%で、表に出す傾向にある。

ヤミ小作地を今後どの程度解消したいか、という問には、全県ではヤミ小作地の56.5%を解消したいと考えている。ヤミ小作を解消して農地利用増進事業への誘導方法としては、「集落座談会の開催、広報紙、パンフレットなどによるPR」、「農業委員を中心とする流動化推進員による積極的な掘り起し活動」などが考えられている。

小作料＝地代が安ければ個人・法人の請負耕作はもっと進み、したがってもっと容易に脱農・兼業化が進んで構造改善が進むはずである。

西蒲原郡岩室村は3ha以上層の経営する農地が57%（1980）を占め、西川町51%、味方村、黒崎町、巻町、弥彦村、潟東村（いずれも40%台）をおさえて県下トップである。ちなみに1970年の3ha以上層の経営する農地は全農地の33%、1960年には22%であった。農家数は1960年の1,303戸から70年1,067（60年を100とする指数で82）、80年587（45）と20年間に半分以上も減ってしまった。5ha以上の大規模経営が70年は2戸、80年には26戸（4.4%）にも増えた。

この急激な農業構造の変化の要因は、請負耕作（ヤミ小作）の進展であった。1962～70年にかけて県内でも模範的な集団栽培が発展するなどして、営農意欲が高かった。1970年以降の減反政策により、小規模農家が脱落し、農地を委託して安定兼業に向った。和納地区では370haのうち150haが請負耕作に出され、岩室地区でも900haのうち100ha以上が請負耕作に出されたと、村農政課はみている。このように農地の集積は進んでいるものの稲作専業経営にまでは至らず、村全体ではわずか16戸（2.7%）でしかない。大農といえども燕の洋食器の下請をしたり、土建会社を設立したりしている。しかも隣の弥彦村などと対照的に、稲作生産組合は皆無で、個人経営者への委託請負である。今後は後継者のいる農家は引続き農地を集積していくであろうが、いない農家は小作料が高いことから、ますます（ヤミ）小作地に出していくものと思われる。また、農業以外の工業などでの兼業の機会は割合に恵まれている土地柄であることが、農地流動を大きくしている要因となっている。

水田経営は他の畜産・果樹作などと違って最も機械化が可能な農業部門であることが、大規模化によるスケールのメリットを追求する個人や農業生産組織を創設し、これが農地流動を呼び起していることも大きな原因となっている。農地の流動率が大きい地域が蒲原平野を中心とする水田地帯と一致

していることがそれを裏付けている。

V お わ り に

新潟県内の農業構造は全国の構造変化とほとんど軌を一にしている。具体的には農家数の減少と、1農家当り経営耕地面積の微増であり、また専業農家の急減と第2種兼業農家の急増である。さらには0.5~2haの中規模階層の0.5ha未満層と2ha以上層への両極分解化傾向である。2ha以上層の比率が全国に比べて米どころだけあって、やや高いことが特色である。

農地改革以来自作農主義が貫かれてきた関係から、農民間の農地流動は原則として禁止されてきた。しかし1960年代の高度経済成長期の都市工業からの労働力吸引の結果、農業から流出した労働力がまかなってきた農地はヤミ小作地として流動していた。また都市的開発にともなう買収農地の代替地として、農地は買収され、集積されていった。

工業製品輸出の見返りとして外国産農産物輸入の圧力は高まり、日本の農業も労働生産性向上に無関心ではいれなくなってきた。農工間所得格差を埋めるものとして、経営規模拡大によって農業収入向上を図ろうと、農地法の改正によって、農地の流動化を促進する政策がとられた。蒲原平野はヤミ小作によって農地が流動し、また農地利用増進法以降は表に出した流動も多くなって、5ha以上の大規模農家が誕生している。

大規模農家のほとんどは農地が分散しており、一カ所に統合されている場合は稀なケースである。統合が可能であった平野農場の場合は、新潟市の開発による地価上昇益を資金に、民間不動産屋に委託したために成功した恵まれた例であり、時代のタイミングをうまく利用した優れた経営者の気力があつたから成功したのであつた。非常に高い反当収量を背景に高い小作料が支配している西蒲原郡では、近隣の工業の兼業機会が大きいために階層分化が進み、農地の流動化を進める要因となっている。

本研究に当り、新潟県農業試験場経営課長坂井量司氏、新潟統計情報事務所、新潟県農業会議、平野佐一郎氏らに多大な協力を賜ったことを記して感謝したい。本調査は昭和58年度文部省科学研究費補助金（一般研究B）山本正三「自立農業経営の地域類型の形成と農業地域の変化」（課題番号58450069）の一部を使用させてもらった。

参 考 文 献

- | | |
|---|--|
| 1) 坂本英夫(1982)：わが国における大農家の地域的分布。地理評, 55, 37~50. | 新潟県農業試験場経営科経営 (1984)：昭和58年度農業経営試験研究成績書。 |
| 2) 北村修二(1982)：農家の兼業からみた日本農業の地域構造。地理評, 55, 739~756. | 4) 前掲新潟県農業試験場経営科経営 (1984) |
| 3) 水嶋豊平(1976)：大規模稲作の定着発展の条件—蒲原・代替地取得拡大の経営事例—。農業経営通信 109, 13~17. | 5) 佐々木 博(1961)：蒲原平野における農業集落景観の変遷。地理評, 34, 650~662. |
| 返藤康男編 (1982)：『基本法農政の総点検—二十年の総括—』, お茶の水書房。 | 7) 前掲返藤康雄編 (1982)
北陸農政局新潟統計情報事務所 (1981)：『農地関連三法解説編』, 農林水産業施策ガイドシリーズ, No. 2. |

Farmland Mobility and the Appearance of Large Size Farms in Niigata Plain, Japan

Hiroshi SASAKI

More than twenty years have passed since the fundamental law of Agriculture has submitted in 1961. The number of farms in Japan has decreased from 6.06 million in 1960 to 4.62 million in 1980, and an average farm size has increased from 1.00 ha to 1.17 ha (Table 1). The rate of full time farmer has decreased from 34.3% in 1960 to 13.4% in 1980, while the rate of second part time farmer (more side jobs than agriculture) has increased from 32.0% in 1960 to 65.1% in 1980.

This paper aims to follow the structural changes of agriculture in Niigata-ken (prefecture) and to make clear the reasons why some farms could gather the farmland, and make the large size farms. The changes of the agricultural structure in last 30 years in Niigata-ken resembles that of whole Japan: a little increase of farmland per a farm (from 1.03 ha to 1.13 ha), the dissolution of middle size farms (0.6–2 ha) into the minimum size farms with less than 0.5 ha and into the large size farms with more than 2 ha.

Since Nōchikaikaku (Farmland Revolution) in 1946 the mobility of farmlands is strictly prohibited. The high-pitched economic development in 1960's has brought effects on the agriculture and social life as a whole: strong pull up of industrial workers out of agricultural labour forces, increase of illegal tenant farmlands without official tenant agreement (secret tenancy) (Fig. 2), mechanization and automation of farming, especially in the field of rice culture. To abolish earning differentials between farmers and industry workers they must enlarge the farm size to get a larger income. Since 1970 the strict farmland conservation act of 1952 has been altered several times to ease the mobility of farmlands (Figs. 1 and 2).

Under the revised farmland act there have appeared large size farms with more than 5 ha (Fig. 3). The most successful example of a large consolidated farmlands farm (Fig. 4) with 25 ha rice fields is located in Osawari in Niitsu-shi. This farmer could buy the land with his own money through a real estate agent in 1972. Because of the urbanization he must sell his farm (5 ha) in Kobari in the western suburbs of Niigata and got a new farm in a farther western part of Niigata. He must sell this new estate again, because there had to come new University Estate of Niigata. He could buy the 24 ha rice fields in Niitsu-shi, which must be the largest rice field farms in Japan. He manages this new large farm with full mechanized machines and tools (Table 2) with the highest labour force productivity (Tables 3 and 4).